

令和2年5月教育委員会定例会会議録

1 開会及び閉会に関する事項

- (1) 開催日時 令和2年5月26日(火)午前9時00分
- (2) 場所 松田町民文化センター3階 大会議室
- (3) 開会時間 午前9時00分
- (4) 閉会時間 午後0時15分

2 出席及び欠席委員の氏名

- (1) 出席委員 淨泉和幸教育長 石川純一教育長職務代理者、宮田恭子委員、橋本整和委員、山岸香穂里委員
- (2) 欠席委員 なし

3 傍聴人

1名

4 委員及び傍聴人を除き会議場に出席した者の氏名

遠藤洋一課長、石井友子課長補佐、安池正樹学校教育係長、遠藤雅典生涯学習係長、小野敏紀施設管理係長、齊藤亮介指導主事

5 会議録の確認

- (1) 4月教育委員会定例会会議録の承認

淨泉教育長：会議録を承認することによろしいか。

委員：全員了承

6 教育長の報告事項の要旨

淨泉教育長：「教育長の行政報告」の資料に基づき説明

7 議題及び議事の要旨

議事事項 日程1 議案第7号 社会教育委員の委嘱について

遠藤係長：「社会教育委員の委嘱について」の資料に基づき説明

提案理由は、令和2年3月31日をもって委嘱期間が満了となったため、松田町社会教育条例第3条の規定により、教育委員会の承認を求めたいので提案した。

社会教育委員については、社会教育法第15条及び第18条の規定に基づき、社会教育行政の諸事情が円滑に行われることを目的として委嘱しており、定数は15名以内である。

今回提案したものは、資料記載の新規5名（充て職2名を含む）であり、承認が得られれば、令和2年4月1日に遡って委嘱し、令和4年3月31日までの2年間の任期となる。なお、欠員は名簿のとおり2名となる。

淨泉教育長：意見がなければ、議案第7号については、承認でよろしいか。

委員：全員承認

8 その他事項

石川教育長職務代理者：その他事項（3）については、公正かつ厳肅に取り組むものであるため、非公開としたい。

淨泉教育長：只今、石川教育長職務代理から公正かつ厳肅に取り組むため、（3）である教科用図書の採択について、非公開にするというご提案について、ご意見をいただき

たい。

委員：全員承認

ご承認いただいたので、(3)の教科用図書については非公開とする。順番を入れ替えて最後に説明する。

(1) 松田町文化財保護委員名簿について

遠藤係長：「松田町文化財保護委員名簿」の資料に基づき説明

松田町文化財保護条例第12条第3項の規定により、文化財保護委員は、学識経験のあるものの中から教育委員会が委嘱することになっている。これまで、委員定数5名であるが、1名欠員であった。

今回お示しした松田町文化財保護委員名簿のうち、令和2年4月1日より桐生海正氏に就任していただいた。なお、同条例第12条第4項により、委員の任期は2ヵ年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間となるため、令和2年9月30日までの任期となる。

浄泉教育長：特に意見がなければその他事項(1)については、よろしいか。

委員：全員了承

(2) 松田町立小学校校舎建設事業について

小野係長：「松田町立小学校校舎建設事業について」の資料に基づき説明

現在の状況は、校舎建設の基本設計がほぼ完了し、並行して実施設計を進めている。

順調に進めば令和2年8月に業者との工事の仮契約書を作成し、議会に上程する。承認が得られれば9月から工事を着手する予定となっている。

なお、7月23日～8月末（予定）の期間に、「松田小学校グラウンド部分解体工事」として、遊具の撤去及びグラウンドの整地工事等を行う。

また、今後のスケジュールとして、令和2年6月に「地域住民説明会」を予定しているが、新型コロナウイルス感染症拡大予防の観点から回覧にするのか説明会にするのかについて、現在自治会長と調整中である。

石川教育長職務代理者：近隣住民等に対する騒音問題はどのように考えているのか。

小野係長：図面にも記載してあるが、南側と東側に防音加工を施した高さ3mの万能鋼板を建てて防音効果を図る。

浄泉教育長：他に意見がなければその他事項(2)については、よろしいか。

委員：全員了承

(3) G I G Aスクール構想における端末の整備について

遠藤課長：「学校のICT化(G I G Aスクール)構想について」に基づき説明

※G I G A = Global and Innovation Gateway for All

G I G Aスクール構想とは、「児童生徒向けの1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された創造性を育む教育を、全国の学校現場で持続的に実現させる構想」である。

本町導入の経緯については、当初、令和5年度までの段階的な端末の整備を予定していた。その後の国通知により、新型コロナウイルスによる緊急事態宣言対象地域について、「令和5年度までの端末購入への補助措置が令和2年度まで変更（前倒し）となる」とあるため、令和3年度以降の補助金が得られなくなることや、現状のタブレット端末が再リース契約に基づく町負担分であることから、補助金を活用し、タブレット端末を

一新することとした。

配備台数及び補助金額並びに補正予算額については資料記載のとおりである。

なお、本町では文部科学省より推薦されている神奈川県の共同調達にて購入する予定である。

浄泉教育長：特に意見がなければその他事項（3）については、よろしいか。

委員：全員了承

（4）認定こども園について

石井課長補佐：「認定こども園とは」に基づき説明

すでに民間においても、一部では公立でも認定こども園として運営されているものがあるが、メリットとしては、「教育・保育を一体的に提供できる施設であるので短時間・長時間の預かりが可能であること」「保護者の就労にかかわらず、また保護者の就労形態が変わっても同じ場所に通うことができること」「地域の子育てセンター的な機能を担うため、入園していない子育て家庭にとっても子育ての不安解消など相談窓口となること」などが挙げられる。

近年、両親が就労しているなどお子さんを長時間預けざるを得ないというご家庭が本町だけでなく増加しており、どの自治体もニーズとしては幼稚園よりも保育園の方が高くなっている。その類型としては、① 幼保連携型 ② 幼稚園型 ③ 保育所型 ④ 地方裁量型があり、幼保連携型については、教育基本法に基づく学校教育を行う「学校」であるとともに、児童福祉法上の「児童福祉施設（保育所）」となる。

今後の検討事項としては、既存の幼稚園を活用するか、新たな施設を設立するか、施設の老朽度も検証して選択する必要があること、既に保育園として運営している松田さくら保育園との調整なども必要であり、何よりも、国からの財政支援を受けることができない公立の認定こども園については、私立の認定こども園への財政負担と比べると全て自前で負担しなければならないことから後年度への負担を強いることになるなどが挙げられる。

いずれにしても、既存施設を利用して開始することについても、最短でも2年はかかることから、保育所を所管している子育て健康課と連携を図りながら検討を進めなければならない。

石川教育長職務代理者：いくつかの型があるが、松田町では幼保連携型を考えているのか。

石井課長補佐：公立で多いのは「幼保連携型認定こども園」であり、「幼稚園型認定こども園」はほとんどない。本町としてはどの型にするか検討中であり、子育て健康課と連携を図って進めていきたい。

宮田委員：既存の幼稚園をこども園に変えるのか、それとも新規に設置するのか。

石井課長補佐：現施設内の敷地に新たに園舎を造って認定こども園とするのか、また位置的距離は離れているが0歳～2歳を預かっている松田なのはな保育園を含めて認定保育園とするのか、これから調整する段階である。

浄泉教育長：他になればその他事項（4）については、よろしいか。

委員：全員了承

(5) 学校給食の公会計化について

石井課長補佐：「学校給食費の公会計化について」に基づき説明

現在、本町の学校給食は、保護者に給食の食材費用を負担していただき、学校ごとに徴収している。2019年7月に文部科学省から「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」が策定された。このガイドラインによると、教員の長時間勤務の要因の一つとして、給食費滞納徴収業務が挙げられた。

また、教員の働き方改革の一環にも挙げられたが、児童生徒と向き合うためのより多くの時間を確保することが求められていることから、学校給食費を学校で会計管理するのではなく、地方公共団体の特別会計予算として管理を行う「公会計制度」を採用するよう求められている。

町としていつから導入するかについては、町部局と予算化に向けての財政的な扱い、滞納徴収管理方法並びにシステム導入など課題を解決するためにも、少なからず2年はかかるとみている。

今後は、諸課題を解決しながら導入に向けて進めていく。

浄泉教育長：特になければその他事項(5)については、よろしいか。

委員：全員了承

(6) 松田町民文化センターE S C O事業について

小野係長：本事業は、松田町民文化センターの熱源設備、電源設備を更新することにより、従来よりもエネルギー効率を向上させ、二酸化炭素の排出量を削減する事業である。

昨年10月に契約し鋭意進めてきたが、着工準備のための細部確認において、撤去予定であった冷温水発生装置の配管よりアスベストが検出され、その撤去処分に時間を要すため、令和2年度に繰越する事業となった。

ここで、工事終了の目途がつき、5月27日（水）に町の完了検査を実施する。

浄泉教育長：特になればその他事項(6)については、よろしいか。

委員：全員了承

(7) オンライン学習の推進について

齊藤指導主事：「松田町における『オンライン学習』実践への道」の資料に基づき説明
パワーポイントを用いてオンライン学習とねらいについて説明し、使用するサービス及びサービスの活用例を用いて説明した。

また、町教育委員会から保護者の皆様へ向けて各学校の臨時休業に対する説明とオンライン学習の必要性について記した文書を発出したことを説明した。

児童・生徒用の「オンライン学習マニュアル」や「新型コロナウイルス感染症に対応した松田町学校再開ガイドライン」を作成し、各学校をとおして児童生徒にお示ししたことを説明した。

石川教育長職務代理者：先生方の反応はどうだったか。

齊藤指導主事：これは非常によい手段であり、先生方も前向きに取り組んでいます。課題としては、取り組んでいない児童生徒に対して連絡をとることである。

橋本委員：先生方が教材を作るにあたり、独自のものでなくとも外部が作ったものを提供してもらって、それに手を加えて教材を作成する場合は負担感が軽減されるので、

この手法を取り入れましょうという動きはあったのか。

齊藤指導主事：既存資料を参考にし、自分の考えを付け加えて資料として作成しようという動きはあり、現状はこのスタイルが確立されている。

山岸委員：学校や家庭でオンライン学習ができること、また長期休養で学校に登校できない子が同じ内容を学習することは素晴らしい仕組みツールだと思う。また、他にも様々な可能性について探れるものなのか。

齊藤指導主事：実は、昨年不登校気味の子がオンラインに長けており、先生が課題を配信したら一番に返してきた経緯があった。その子に対し先生が「一番に返してくれてありがとう」と返信したりして非常に良い循環が生まれたのも事実である。

宮田委員：これから学習に関してたくさん詰めていかなければならないし、授業でやったことは授業で、家庭でやることは家庭で、オンライン学習で管理出来ていると思う。また、運動会や遠足など様々な行事が中止になってしまっている中で、学習と同様にそれらは大切なものであると思う。この時間を確保するためにも、授業の中身を精査するうえで、今回のオンライン学習を導入することにより、中身の詰まった学習を確保しつつも、実際に学校に来ないと体験できることへの時間も確保する必要があることを再認識できたと思う。

浄泉教育長：他になければその他事項(7)については、よろしいか。

委員：全員了承

(8) 松田町生涯学習センター条例（案）について

遠藤係長：松田町民文化センターと町立公民館を兼ねた施設ではあるが、国際拠点化を目指すためにも、受益者負担を求める検討している。社会教育委員の意見も伺いながら進めていく。今後の予定は、6月議会の議会全員協議会で説明の後、9月議会に条例（案）として上程し、お認めいただけたら指定管理として運営していくことを考えている。

なお、教育委員にもご意見を伺いながら進めていきたいと考えている。

浄泉教育長：意見がなければその他事項(8)については、確認を行ったということでおろしいか。

委員：全員了承

(9) 松田町民文化センターの利用について

遠藤係長：新型コロナウイルス感染症予防の観点から臨時休館措置を行ってきたが、ここで緊急事態宣言が解除になったことにより、6月2日（火）から部分開放していく。

入館者を管理するため、来館者は西側通用口のみとしたい。会議室等の利用については、3密状態を作らないよう徹底し、すでに予約済みの団体については個別に連絡をし、利用定員数を考慮したうえで利用人数の聞き取りを行う。これから予約する場合は電話予約のみとする。夜間利用については、6月は開放しないこととする。トレーニングルームについては、定員5名ではあるが、完全予約制で2名としたい。

石川教育長職務代理者：正式に決まったら情報提供はあるのか。

遠藤係長：目安として4m²に1人の割合で考えている。決まり次第お知らせする。

宮田委員：文化祭の日程は決まっているのか。

遠藤係長：10月24日～25日で決まっている。

宮田委員：この状況で活動できない団体は多々あると思う。昨年度出たからといって今年度出るとは限らない。活動期間や練習期間が少ないので今年の文化祭は出ないという状況も考えられるので、寂しい文化祭になってしまいそうでもったいない。

遠藤係長：実行委員会で情報提供させていただき、また相談させていただきたい。

(10) 令和2年5月1日現在の児童・生徒・園児数等について

安池係長：「令和2年5月1日現在の児童・生徒・園児数等について」に基づき説明

浄泉教育長：意見がなければその他事項(10)については、確認を行ったということでおろしいか。

委員：全員了承

傍聴者退席

(11) 教科用図書の採択について（非公開）

安池係長：「教科用図書の採択について」に基づき説明

浄泉教育長：特に意見がなければその他事項(11)についてはよろしいか。

委員：全員了承

9 議事となった発議、討論等の内容及び発議者の氏名 なし

10 議決事項

(1) 議案第7号 社会教育委員の委嘱について

11 その他委員又は会議において必要と認めた事項

(1) 今回の会議録署名人の指名

石川教育長職務代理者、宮田委員

(2) 今後の会議の予定

定例会 令和2年6月23日（火）午前9時00分松田町民文化センター3階大会議室

令和2年6月23日

会議録署名人

教育長職務代理者 石川 繁一

委 員 宮 田 恵 子

会議録調整事務局職員

教育課学校教育係長 安池 正樹